

小林市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和5年2月22日

小林市監査委員 畠中 光男  
小林市監査委員 坂下 春則

# 財政援助団体等監査結果報告

## 1. 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

## 2. 監査を実施した監査委員

小林市監査委員 畠中 光男

小林市監査委員 坂下 春則

## 3. 監査の対象

令和3年度における財政援助団体及び指定管理者の中から、7補助金、2指定管理者を抽出した。

### ◎ 監査の対象とした補助金

	補助金名	補助額(円)	所管部課名	
1	コミュニティ活動補助金	1,700,000	総務部	危機管理課
2	大人の社会塾事業補助金	8,000,000	総合政策部	地方創生課
3	受精卵移植事業補助金	1,400,000	経済部	畜産課
4	宅配サービス事業費補助金	3,000,000	須木庁舎	地域振興課
5	有害鳥獣駆除対策事業費補助金	1,637,000		地域整備課
6	野尻町イルミネーション協議会運営費補助金	2,111,524	野尻庁舎	地域振興課
7	有害鳥獣駆除対策事業費補助金	1,683,000		地域整備課

### ◎ 監査の対象とした公の施設に係る指定管理者

	施設名	指定管理者名	委託料(円)	所管部課名	
1	小林市地域・観光交流センター	小林まちづくり株式会社	12,430,000	経済部	商工観光課
2	小林市営牧場	こばやし農業協同組合	3,000,000		畜産課

## 4. 監査の実施期間

書類審査 令和4年11月14日～令和5年2月22日

所管課ヒアリング 令和4年12月15日～令和4年12月16日

## 5. 監査の着眼点

主な着眼点は、次のとおりである。

### (1) 補助金

- ① 補助事業は、目的に沿って適切かつ効果的に行われているか。
- ② 補助金の交付及び確定事務は、適切に行われているか。
- ③ 補助金に係る会計経理は、適正に行われているか。
- ④ 補助事業の効果及び履行の確認は、適切に行われているか。
- ⑤ 補助団体に対する指導及び監督は、適切に行われているか。

### (2) 指定管理者

- ① 施設の管理運営は、関係法令、基本協定書等に基づき適正かつ効率的に行われているか。
- ② 基本協定書等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- ③ 施設の管理に係る会計経理は、適正に行われているか。
- ④ 指定管理者への指導及び監督は、適切に行われているか。

## 6. 監査の方法

### (1) 補助金

監査に当たっては、交付決定の決裁原議書、実績報告書及び確定の決裁原議書、現金出納簿、領収書等の証拠書類の提出を求め、書類審査を行うとともに、所管課の課長等から説明を聴取した。

### (2) 指定管理者

監査に当たっては、指定管理者基本協定書、指定管理者事業報告書、モニタリング評価票、利用許可申請書、管理日誌等の提出を求め、書類審査を行うとともに、所管課の課長等から説明を聴取した。

## 7. 監査の結果

監査の対象とした補助金に関する一部の事務については、補助金の会計経理及び事務処理については是正又は改善すべきものが見られたので、必要な措置を講じられたい。

今回監査対象とした補助金において、補助金交付要綱の規定により、事業実施基準を整備しなければならないが、事業実施基準が整備されていないものが見られた。補助事業の効果的な執行及び透明性の確保の観点からも、早急に整備されたい。

また、補助対象経費の整理が不十分なもの及び年度区分に係る会計経理の不備が散見された。補助金の会計年度は4月1日から翌年3月31日であり、原則

として、補助事業の対象期間となるのは交付決定通知日から交付申請書に記載された事業完了予定日までである。所管課においては、補助事業の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書のみの審査にとどまらず、出納簿や領収書等の関係書類及び実際の支払状況を精査し、補助団体に対して補助金交付要綱に基づいた処理を行うよう指導された。

指定管理施設に関する事務において、利用許可の手続きが規則に基づいていないなど、不適切な処理が見受けられた。所管課は、モニタリング等を通じて、指定管理者が条例、規則、基本協定書等に基づいた業務を行っているか否かを確認し、適時適切に指導されたい。

各監査結果については、次のとおりである。

なお、軽微な事務上の誤り等については、口頭で改善を要望したので、記述を省略する。

## ◎ 補助金について

### (1) コミュニティ活動補助金

#### ○ 目的

コミュニティ活動を円滑に推進するため、コミュニティ組織に対し、補助金を交付する。

#### ○ 指摘・要望事項

特に指摘事項は認められなかった。

### (2) 大人の社会塾事業補助金

#### ○ 目的

てななど小林総合戦略の実現に向け、地方創生を推進する人材育成が急務であることに鑑み、都市部に集中する人材やその知識、経験、ノウハウ等を地域に還流し、地域の実情に合った人材育成を図るため、小林市大人の社会塾事業を実施する団体に対し、補助金を交付する。

#### ○ 指摘・要望事項

- ① 補助対象経費として計上されていたものに、補助対象外となるものが含まれていた。また、令和4年3月26日付けで事業実績報告書が作成されているが、令和4年3月26日を越えて支出しているものが見られ、事業期間内に要した費用であることを理由に補助対象経費としていた。所管課は、事業期間の補助対象経費の取扱いを整理し、補助金の額の確定に当たっては、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを厳正に精査するとともに、補

助団体の会計経理についても適時適切な指導をされたい。必要ならば規定を見直されたい。

② 備品目録台帳において、金額の記載漏れが複数件見られた。

### (3) 受精卵移植事業補助金

#### ○ 目的

乳牛又は和牛の資質の改善と改良増殖を推進するため、市受精卵移植推進協議会が受精卵移植事業に要する経費の一部を助成する。

#### ○ 指摘・要望事項

購入した備品において、補助対象外となるものが含まれていた。補助金の額の確定に当たっては、厳正に精査されたい。また、補助事業の完了日は令和4年3月31日であるが、令和4年3月31日を越えて支出しているものが見られ、事業期間内に要した費用であることを理由に補助対象経費としていた。所管課は、年度区分に係る会計経理の取扱いについて、地方自治法第208条に規定する「会計年度独立の原則」に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

### (4) 宅配サービス事業費補助金

#### ○ 目的

商品等の宅配を通して消費者等の利便性の向上及び地域商店等の利用促進を図るため、事業の運営に要する経費の一部を助成する。

#### ○ 指摘・要望事項

補助事業の完了日は令和4年3月31日であるが、令和4年3月31日を越えて支出しているものが見られ、事業期間内に要した費用であることを理由に補助対象経費としていた。所管課は、年度区分に係る会計経理の取扱いについて、地方自治法第208条「会計年度独立の原則」に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

### (5) 有害鳥獣駆除対策事業費補助金（須木）

#### ○ 目的

猟友会等が実施する有害鳥獣駆除に要する経費に対し、補助金を交付する。

○ 指摘・要望事項

- ① 補助金交付要綱において、「市長が定める事業実施基準に基づいて事業を実施しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、事業実施基準が整備されていなかった。また、補助率について、「定額」と規定されているにもかかわらず、定額での交付となっていなかった。加えて、須木猟友会と野尻町有害鳥獣捕獲対策協議会は、共通する補助金交付要綱に基づき事業を実施しているにもかかわらず、それぞれの団体に対する対象経費が共通となっていなかった。補助金交付の根拠を明示し、効果的な補助事業を行うためにも、早急に事業実施基準を整備されたい。
- ② 補助事業の完了日は令和4年3月31日であるが、令和4年3月31日を越えて支出しているものが見られ、事業期間内に要した費用であることを理由に補助対象経費としていた。所管課は、年度区分に係る会計経理の取扱いについて、地方自治法第208条「会計年度独立の原則」に基づき、適正な事務の執行に努められたい。
- ③ 事業実績書に添付された収支決算書において、記載誤りが複数件見られた。所管課においては、補助金の実績報告の受付時に、提出された書類を十分精査されたい。

**(6) 野尻町イルミネーション協議会運営費補助金**

○ 目的

イルミネーション事業を通じて観光資源の活性化を図るため、事業の運営費に要する経費の一部を助成する。

○ 指摘・要望事項

野尻町イルミネーション協議会運営費補助金は、野尻町イルミネーション協議会に対し運営費として補助されているが、同補助金の大半が野尻町区内の各実施団体の装飾に係る運営費として充当（いわゆるトンネル補助）されていた。補助金の効果の検証及び透明性確保の観点からも、各実施団体から補助金交付申請を受け、補助金を交付することが望ましい。

なお、当該補助金は令和4年度で終了するため、精算処理に当たっては、各実施団体からの実績報告書による審査にとどまらず出納簿や領収書等の関係書類及び実際の支払状況を厳密に精査されたい。

**(7) 有害鳥獣駆除対策事業費補助金（野尻）**

○ 目的

猟友会等が実施する有害鳥獣駆除に要する経費に対し、補助金を交付する。

○ 指摘・要望事項

- ① 補助金交付要綱において、「市長が定める事業実施基準に基づいて事業を実施しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、事業実施基準が整備されていなかった。また、補助率について、「定額」と規定されているにもかかわらず、定額での交付となっていなかった。加えて、須木猟友会と野尻町有害鳥獣捕獲対策協議会は、共通する補助金交付要綱に基づき事業を実施しているにもかかわらず、それぞれの団体に対する対象経費が共通となっていなかった。補助金交付の根拠を明示し、効果的な補助事業を行うためにも、早急に事業実施基準を整備されたい。
- ② 補助事業の完了日は令和4年3月31日であるが、令和4年3月31日を越えて支出しているものが見られ、事業期間内に要した費用であることを理由に補助対象経費としていた。所管課は、年度区分に係る会計経理の取扱いについて、地方自治法第208条「会計年度独立の原則」に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

◎ 公の施設に係る指定管理者について

(1) 小林市地域・観光交流センター

○ 設置目的

中心市街地のにぎわいを創出するとともに、小林駅周辺における交通結節機能の向上を図ることを目的とする。

○ 指摘・要望事項

- ① 小林市地域・観光交流センターの設置及び管理に関する条例に規定されている利用時間以外に施設を利用させる場合は、市長の承認を得ることになっているが、市長の承認を得ずに利用許可をしていた。
- ② 利用料金において、算定誤りが見られた。
- ③ 利用許可申請書において、小林市地域・観光交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則に定められている様式と異なる様式を使用しているもの及び記載不備が複数件見られた。

所管課においては、指定管理者への適時適切な指導を徹底し、事務の適正化及び効率化に向けた改善を行われたい。必要ならば規定を見直し、より適

切な施設の管理運営を図られたい。

## (2) 小林市営牧場

### ○ 設置目的

地域の畜産振興及び先端技術を取り入れた畜産経営基盤の確立を図ることを目的とする。

### ○ 指摘・要望事項

- ① 基本協定書に規定されている指定管理者が付保すべき保険（第三者賠償保険）が未加入であった。
- ② 利用料金の減免については、小林市営牧場の設置及び管理に関する条例で、「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を減額又は免除することができる。」と規定されているが、市長の承認を得ずに免除していた。
- ③ 業務日誌について、5年間保存すべきところ、令和3年4月分から12月分が保管されていなかった。
- ④ 所管課によるモニタリング評価では、利用許可申請書、保険の加入状況等を確認しないまま評価しているにもかかわらず、ほぼ全ての項目において、適正に実施されているとの評価であった。所管課においては、今後、モニタリング評価が適正なものとなるために、事業報告書と口頭の質疑だけで評価するのではなく、利用許可申請書、利用日誌等の実証するための資料の提出を求めた上で評価し、真に適正との判定が下されるよう、適時適切な指導をされたい。

所管課は、今回の監査結果を踏まえた上で、事務の適正化及び効率化に向けた改善を行い、必要ならば規定を見直し、より適切な施設の管理運営を図られたい。